



# あしがら 交通だより

● 最終版 ●

令和8年3月1日発行  
足柄交通安全協会  
松田町松田庶子487-10  
TEL.83-0307

禁酒  
飲酒運転

全席  
シートベルト

## 足柄交通安全協会事務所閉鎖のお知らせ

平素は当協会の交通安全活動に対し、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。  
当協会の解散に伴い、令和8年3月31日をもって足柄交通安全協会事務所を閉鎖します。  
長年にわたり皆様方のご支援ご協力に感謝いたします。

## 足柄交通安全協会解散のお知らせ

足柄交通安全協会会長 倉橋 光男



足柄交通安全協会は昭和23年に発足し南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町で成り立っており、この足柄地区の交通安全のために長年活動してまいりました。また管内の皆様には当協会に会員加入などご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

協会は皆様の会員加入費で運営が成り立っており、この度運転免許証更新時に必要な証紙代がキャッシュレス決済となり協会事務所に訪れる方も激減しており会員加入を呼びかける機会もなくなり安定した財源確保の見通しもつかなく、事業の縮小などで運営にあたってきましたが、時代の流れか当協会の活動にも誠に残念ではありますが一区切りを付ける 때가来ました。

会員の皆様には長い間誠にありがとうございました。会は解散しても我々一同交通安全のボランティア活動は一生の仕事として引き続き励んでまいります。長い間の御支援に厚く御礼申し上げます。

## 足柄交通安全協会解散によせて

松田警察署長 鴨下 昭宏



松田警察署長の鴨下でございます。  
このたびは、令和8年3月31日にて窓口閉鎖・解散とのお知らせをいただきありがとうございます。

長きに渡り交通安全に対し、御支援・御協力いただいた、足柄交通安全協会の解散は誠に残念でなりません。

しかしながら、この決断をされるまでの御苦労と御努力は、いかばかりかと心より敬服いたします（倉橋会長の涙からも、苦渋の決断であったことが察することもでき、警察署としても、大変重く受け止めました。）

昭和23年創設以来、足柄上地域での交通安全啓発や事故防止運動、更に運転免許証更新に関する業務を担っていただき、誠にありがとうございます。地域の交通安全が守られてきたことは、ひとえに皆様のおかげであります。これまでの御尽力に感謝いたします。

松田警察署にあっては、引き続き足柄上地域の交通安全に取り組んでいく所存でございます。

末筆ではありますが、皆様のこれからの御健康と御多幸を心よりお祈り申し上げます。



# 足柄交通安全協会解散のお知らせ

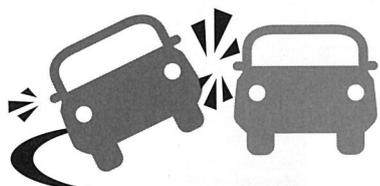
足柄交通安全協会は昭和23年4月の創設以来、皆様方のご支援ご協力をいただき、今日まで運転免許証更新業務を中心に自転車の安全な乗り方足柄上地区大会、年間を通じての各種交通安全事故防止活動を続けてまいりましたが、この度、神奈川県は収入証紙の廃止、警察窓口の更新手数料等が完全キャッシュレス決済へと移行されたことにより、協会の財源確保が難しく今後の維持管理が非常に困難となり、令和8年3月31日をもちまして解散することになりました。

長年にわたり、皆様方のご支援ご協力に感謝いたします。

## 松田警察署管内での事故の状況

### ■管内交通事故発生件数

|      | 件数  | 死者数 | 重傷者数 | 軽傷者数 | 負傷者計 |
|------|-----|-----|------|------|------|
| 令和7年 | 247 | 3   | 9    | 289  | 298  |
| 令和6年 | 301 | 2   | 5    | 350  | 355  |
| 前年比  | -54 | 1   | 4    | -61  | -57  |



### ■市町の交通事故発生状況(令和7年)

|      | 全体件数 | うち自転車の事故 | うち高齢者の事故 |
|------|------|----------|----------|
| 南足柄市 | 73   | 11       | 38       |
| 中井町  | 21   | 0        | 9        |
| 大井町  | 56   | 6        | 22       |
| 松田町  | 35   | 6        | 13       |
| 山北町  | 26   | 0        | 15       |
| 開成町  | 36   | 8        | 15       |
| 合計   | 247  | 31       | 112      |

### ■年齢層別死傷者数

| 歳     | 人数  |
|-------|-----|
| 0-9   | 9   |
| 10-19 | 34  |
| 20-29 | 31  |
| 30-39 | 32  |
| 40-49 | 45  |
| 50-59 | 71  |
| 60-69 | 33  |
| 70-79 | 30  |
| 80以上  | 13  |
| 合計    | 298 |

## 妨害運転(あおり運転)は犯罪です!!



「あおり運転」は、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故につながる極めて悪質な危険行為です。

令和2年6月30日に「あおり運転」を取り締まる【妨害運転罪】が創設されました。

これにより、違反1回で免許取り消し処分となり、拘禁刑や罰金など厳しい罰則が科せられます。

統計によると「あおり運転」は、一般道での被害が約7割を超えていて、妨害運転行為としては「後方からの著しい接近」が8割に達します。

もしも「あおり運転」の被害を受けたら...

路上に停車しないで、安全な場所に避難し警察(110番)に通報しましょう。

警察が到着するまで、ドアをロックして相手が脅したり挑発したりしても、不用意に車外に出ない様にしましょう。

### 妨害運転は犯罪です!!

こんな行為が、妨害運転(いわゆるあおり運転)になります!!

・対向車線からの接近や逆走  
道路交差点直前1車線4車線  
(違反点数12点)

・不要な急ブレーキ  
道路交差点直前2車線  
(急ブレーキの禁止)

・車間距離を詰めて接近  
道路交差点直前2車線  
(車間距離の確保)

・急な道路変更や蛇行運転  
道路交差点直前2車線  
(急な道路変更の禁止)

・左車線からの通過し  
無闇な道越し  
道路交差点直前1車線4車線  
(道越しの禁止)

・不必要な連続したハイビーム  
道路交差点直前2車線  
(必要最低限の照射)

・不必要な反復したクラクション  
道路交差点直前2車線  
(必要最低限の使用)

・急な加減速や横寄せ  
道路交差点直前2車線  
(急な加減速の禁止)

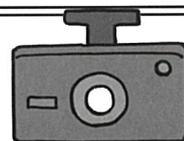
・高速自動車国道等の  
本線車道での低速走行  
道路交差点直前4車線  
(車速の維持)

・高速自動車国道等  
における軽停車  
道路交差点直前2車線  
(停止及び軽停車の禁止)

もし、「妨害運転」行為を受けた場合は?

- ・近くの安全な場所に避難してください。
- ・車外に出ることなく、110番通報してください。
- ・相手の車のナンバーなどを記録したり、撮影してください。(ドライブレコーダーを付けましょう。)

神奈川県警察



# 青

## 自転車の交通違反に対して 切符が適用されます!

取締りの対象年齢

# 16歳以上

自転車は、車の仲間です。

信号や道路標識等を守って、正しく乗りましょう

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用することができる、身近で環境にやさしい交通手段です。

しかし、全国的にみると、交通事故件数の総数が減少傾向にある中、自転車が関係する事故は横ばいで推移しており、また、その原因として、自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況にあることから、警察では、自転車に対する取締りを強化しています。

令和8年4月1日から自転車の交通違反に対して反則金が科される交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）による取り締まりが始まります。取り締まりの対象となるのは、16歳以上の自転車を運転する方で携帯電話等を使いながら運転するいわゆる「ながら運転」や信号無視、一時不停止など100種類以上の違反行為が対象となります。

### 反則行為と反則金額（一例）

\*自転車は車の仲間です、  
信号や道路標識を守って正しく安全に乗りましょう。



反則金  
12,000円

携帯電話使用等(保持)



反則金  
6,000円

信号無視(赤色等)



反則金  
6,000円

車道の右側通行



反則金  
7,000円

遮断踏切立ち入り



反則金  
3,000円

二人乗り



反則金  
5,000円

イヤホンの使用



反則金  
5,000円

一時不停止

### ◎自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています

神奈川県で自転車を利用する人は、自転車損害賠償責任保険への加入が義務化されています。保険に入ることにより、自転車事故を起こした際に、被害者を救済し、加害者の経済的負担を軽減できます。「事故」を起こさない事がなにより大切ですが、万が一に備え必ず保険に加入しましょう。実際に数千万円に及ぶ高額賠償命令が運転者に課せられた事故もあります。

## 運転免許更新手続きの予約制開始について

昨年(令和7年)8月4日から運転免許更新手続きは予約制です。

## 運転免許の更新手続きには、原則予約が必要です。

### ◎運転免許更新手続きの予約制について

神奈川県内に住所地がある方(神奈川県公安委員会からの更新連絡書(はがき)の届いた方)で、全ての講習区分に該当する方が対象です。

予約に必要な情報を更新連絡書(はがき)に記載して発送(郵送)されますので、更新連絡書(はがき)を受け取りましたら、ご自身で手続き場所や受付時間を予約してください。

予約方法は、更新連絡書(はがき)に詳しく記載されています。

その後、予約した日時にあわせて予約した場所へ更新手続きにご来庁ください。



## これまでの活動

当協会では1市5町の交通安全のため、次の様な活動をしてきました。

### 全国交通安全運動に伴う街頭キャンペーン

各季ごとに実施される全国交通安全運動では、様々なキャンペーンを行い時には街頭に立って交通安全をPRしたり、時には啓発物品などを手渡ししながら、足柄地域の交通安全を守るため活動してきました。



### 全国交通安全運動に伴う広報活動など

毎月1日、15日の交通安全日、また各季ごとに行われる全国交通安全運動期間中には1市5町を当協会の広報車で巡回し、交通安全を周知する活動や広報紙「あしがら交通だより」の配布をしてきました。



### 自転車の安全な乗り方足柄上地区大会



当協会が企画運営を行ってきた「自転車の安全な乗り方足柄上地区大会」、この大会は、児童に対する交通安全教育の一環として開催され、成績により「自転車の安全な乗り方神奈川県大会」に挑戦できました。過去には県大会で優勝し全国大会へ出場したチームもありました。

- 新入学児を交通事故から守る運動
  - 足柄上交通安全総ぐるみ推進大会への協力
  - 交通安全優良企業表彰・功労者表彰伝達式
  - 交通安全活動団体への育成支援
- その他の活動など

## 4月以降の運転免許証の写真撮影について

足柄交通安全協会は解散となりますが、引き続き現在の事務所で写真撮影ができ、また、現協会の駐車場も使用できるよう調整しております。

長きに渡り足柄交通安全協会をご利用いただき誠にありがとうございました。  
この足柄上地区から交通事故が無くなりますよう祈念しております。

足柄交通安全協会 理事一同

## 足柄交通安全協会ご案内

〒258-0004 足柄上郡松田町松田庶子487-10  
電話 0465-83-0307